

〈研究論文〉

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置 解除となった児童に対する自立支援の プロセスと課題

— 愛知県内で社会的養護に携わる支援者・
養育者へのインタビュー調査からの分析 —

宮 地 菜穂子

要旨

本研究では、家庭代替型社会的養護現場において、子どもが措置されてからインケアの段階、さらに解除後に支援を受けながら社会生活を始めていくアフターケアの段階という一連のプロセスにおいて、いかに子どもに対する自立支援が展開されているのかを明らかにし、自立支援における現状と課題の整理を行うことを目的とした。そこで、愛知県内の児童養護施設及び児童心理治療施設、児童相談所において自立支援や里親支援の経験を有する職員、および里親の計8名に対してインタビュー調査を行い、M-GTA（修正版グラウンデッドセオリー・アプローチ）により分析を行った。

その結果、9つのカテゴリーと21の概念が生成され、措置決定から解除後のプロセスにおける自立支援に関わる要素および課題についての概念図が構成された。本概念図より、措置決定に影響を与える要素や個別のニーズに応じて家庭代替型社会的養護の形態をいかに選択し、措置決定後の自立支援において各形態で生じる不調や不適応といった事態にいかに措置変更を実行しつつ支え合い、インケアからアフターケアへ繋げているのかが示唆された。また施設養護ではインケアにおいてアフターケアを可能にする基盤構

築がなされている一方で、家庭養護においては法・制度的枠組みによるアフターケアの制約があることも明らかになった。関係機関・関係者の連携体制を強化し、措置解除後の子ども達を支えていくためにも、各施設へ常勤の自立支援コーディネーター配置が喫緊の課題として認識されていることが示された。

キーワード：児童養護施設・児童心理治療施設・里親・自立支援・ケアリーバー（社会的養護経験者）

I. 問題と目的

1. はじめに

2017（平成29）年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」¹⁾において、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底が挙げられ、速やかに平成29年から改革に着手し目標年限を目指して計画的に進めていくことが示された。「代替的養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある。」とし、そのために平成30年度までにケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握、自立支援ガイドラインの作成、代替養育機関及びアフターケア機関の自立支援機能強化等を概ね5年以内に行い、包括的な制度的枠組みの構築を目指すことが示された。

児童養護施設退所者に関する実態を把握するための先行調査は、2010年代より自治体レベルで複数個所実施されている（東京都2011及び2017；大阪市2012；静岡県2012；岡山市2014；埼玉県2013；神奈川県2013他）。永野ら（2014）はこの内4つの退所後実態調査の二次分析等を行い、退所者が同年齢層（15～24歳）の18～19倍の生活保護受給率であり、

司法や医療、福祉制度の介入を必要とする退所者も少なくないこと、進学状況の格差、高い正規雇用率と高い生活保護受給率等相反する状況を明らかにしている。また全国規模では、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国退所児童等支援事業連絡会が実施した「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業（2017）」等があり、各種退所児童等支援事業所・行政機関の全国的な退所児童支援の取り組みについて把握されている。

一方、里親養育経験者の委託解除後の状況を明らかにするための実態調査には平成4年に東京都養育家庭センター協議会が実施した「養育家庭委託児童のアフターケア実態調査」がある。この調査は『養育家庭制度』として東京都が養子縁組を目的としない里親制度を養子縁組里親とは区別した昭和48年から平成3年までの期間に18歳で高校卒業による満年齢解除となった児童および18歳未満で養育家庭から就職のため解除となった児童を対象として養育家庭へ調査票を郵送し、養育家庭より回答を得たものである（有効回答数117通、回収率約70%）。この調査に関する戸田（1998）の報告では、委託年齢、委託期間、解除直後の生活場所、養育家庭の養育姿勢、解除後の養育家庭と児童との交流状況、解除後の困り事等の提示及び、自立援助の課題が示されている。この他、家庭養護に関する実態調査²⁾は近年増えてきているが、主に家族構成や委託状況等の里親家庭や里親養育の実態や支援ニーズについて明らかにしたものである。

このように、わが国における施設養護及び家庭養護³⁾を経験した子ども達の解除後の自立の状況に関する実態調査は未だ低調であり、彼らの実態把握は不十分な状況にある。

現在わが国では、家庭代替型社会的養護は施設養護と家庭養護に大別され、それぞれの形態の中で子どもに対する治療的支援（養育）や自立支援がおこなわれている。様々な議論を経て「新しい社会的養育ビジョン」において家庭養護が推進されているものの、こうした異なる形態で社会的養護を受

けた子ども達のその後に関する実態把握や比較検討が、量的・質的の両面から十分に行われているとは言い難い。社会的養護の質的向上のためには、両者の比較は勿論のこと、両者を含める形で大きな家庭代替型社会的養護という枠組みの中で現状を捉え、支援の在り方を検討していく必要性が高いと考える。

そこで、筆者は2017年度に愛知県内の児童養護施設等の職員に対して退所者を対象としたアンケート調査を、2018年度に愛知県里親会連合会所属の里親に対して里親養育経験者を対象としたアンケート調査⁴⁾を実施してきた。そこで得られたデータを基に量的手法を用いて施設養護経験者の社会自立に関連する要因分析(宮地2018c)や、退所年齢18歳を境界とした2群に分けて実態の比較検討(宮地2018a)などの行い、自立支援の現状と課題を明らかにすることを試みた(宮地2018b、宮地2019)。里親養育経験者の現状分析結果や施設養護経験者との比較検討結果に関しては別の機会で報告する予定である。

こうした経緯より、まず愛知県内(名古屋市除く)という自治体レベルで施設養護及び家庭養護を含めた家族代替社会的養護における自立支援の現状と課題を整理することとした。

2. 研究の目的

上記の現状及び問題意識より、本研究の目的は、家庭代替型社会的養護現場において、子どもが措置されてからインケアの段階、さらに解除後に支援を受けながら社会生活を始めていくアフターケアの段階という一連のプロセスにおいて、子どもに対する自立支援がいか展開されているのかを明らかにすることである。具体的には、社会的養護現場支援者および養育者へのインタビュー調査を行い、得られたデータを基にして、どのような要素が自立支援に関連しているのか、或いは自立支援を困難にしているのかについて検討し、自立支援における現状と課題の整理を行う。

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

表1 調査対象者へインタビュー調査において提示した
「事前実施されたアンケート調査」の概要

調査名	児童養護施設等における自立支援のための施設退所者実態調査 (質問紙調査)	里親養育における自立支援のための里親養育経験者実態調査 (質問紙調査)
調査略称	施設退所者調査	里親養育経験者調査
実施時期	2017年7月～9月	2018年6月～10月
対象者	愛知県内に設置されている児童養護施設22カ所及び児童心理治療施設2カ所に措置されていた児童の内、2012年4月～2017年3月の過去5年間に15歳以上で退所した者。ただし、児童心理治療施設の内1カ所は対象となる入所児童が中学生までのため、調査対象から外した。よって、本調査は児童養護施設及び児童心理治療施設、合計23カ所を対象として実施した。	愛知県里親会連合会所属の里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者へ委託されていた児童の内、2012年4月～2017年3月の過去5年間に15歳以上で退所した者。 本調査対象者を把握するにあたり、2018年度に実施された愛知県内の6つの地区里親会の総会時に調査対象者養育経験の有無と協力の意思を把握するための予備調査を実施していた。その結果、総会時等を通じ、里親45世帯が把握された。そこで、調査票の郵送をする際に45世帯へ確認をしたところ、対象者（計85名）に対する養育経験があることが把握された。
回答者	対象者が入所していた児童養護施設において勤務し、対象者の退所前後の状況を把握している職員、退所（自立）支援担当職員、施設長など。	回答者は、県里親会に所属し、対象者が措置され生活していた里親宅及びファミリーホームの里親等養育者で、対象者の状況をよく知る者である。
回収率	調査対象全23カ所の施設より355ケースの回答を回収した（施設回収率100%）。そのうち2名が14歳のため対象外、他1名が個別シートのみ未提出のため分析からは除外した。 その結果、N=353のうち有効回答数は352ケース（回収率99.7%）であった。	回収の結果、調査対象45世帯中、33世帯（里親世帯回収率73.3%）より64ケースの回答が得られた。そのうち、委託解除時年齢12歳が1名、14歳が1名、個別シート未記入が1名であったため計3名を本調査における分析から除外した結果、有効回答数は61ケースとなった。（ケース回収率：75.3%）
調査目的	児童の施設退所前後の生活や就労の状況などを把握することによって、施設における社会的自立に向けた支援の課題を明らかにすること	児童の措置解除前後の生活や就労の状況などを把握することによって、里親養育における社会的自立に向けた支援の課題を明らかにすること
調査分析結果の報告先	文献：宮地2018a・宮地2018b・宮地2018c・宮地2019	注：4)

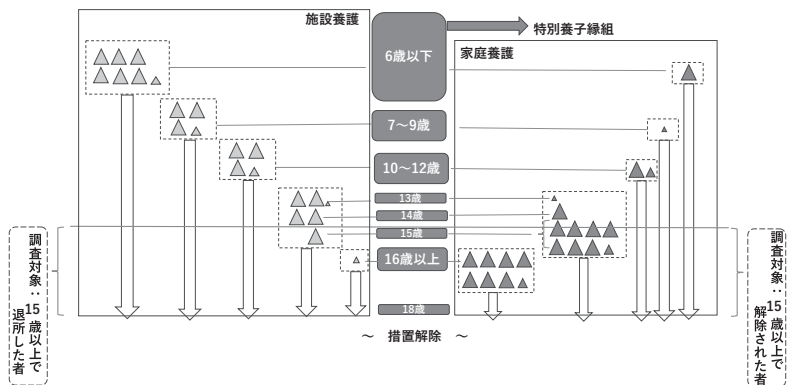


図1 2012年4月～2017年3月の過去5年間に15歳以上で措置解除された子どもについて、施設養護・家庭養護それぞれに措置年齢と人数の概要を掴むためのイメージ図。

▲▲の大きさや数は、実数を基に大まかな子どもの人数規模%を表している。
 例えば、施設養護において6歳以下で入所した児童は施設養護全体の約32%。家庭養護で6歳以下で委託された児童は家庭養護全体の5%。

3. 事前に実施された2種類のアンケート調査（先行研究）の概要

本調査の中で調査対象者へ提示した「事前に実施されたアンケート調査結果」は、表1に示した2種類の実態調査の集計結果及び分析結果である。本稿では便宜上、調査略称として表1に示した「施設退所者調査」と「里親養育経験者調査」で2種の調査を表記した。

また、2種類の実態調査の対象者の措置年齢と人数の割合について図1に示した。

II. 方法

1. 対象者及び手続き

インタビューの対象者は、愛知県内の児童養護施設及び児童心理治療施設、児童相談所等において自立支援や里親支援の経験を有する職員、および愛知県里親会連合会所属の里親など、計8名である。

対象者の選定では、子どもの自立支援を継続的に実施している者であっ

て、県内における措置等の行政処分のプロセスについて熟知している者、施設養護や里親養育それぞれについて経験豊富な者、或いは、施設養護及び里親養育それぞれについて知識がある者等を候補者の要件として挙げ、適任者を選定した。

調査協力者の一部は筆者と面識があり、筆者より電話又はメールによって調査目的について説明し内諾を得た上で、正式に調査依頼を行った。さらに、先に決定した調査対象者より調査協力者の要件に適する人物として推薦された者に対しても同様に説明を行い、内諾を得た上で正式に調査依頼を行った。

その結果、社会的養護現場における豊富な経験を有する施設長、県行政及び福祉施設経験も有する施設長、里親支援専門相談員、支援コーディネーター、里親等相談支援員、児童養護施設職員経験を有する専門里親、高齢非行児童養育経験の豊富な専門里親より協力を得ることができた(表2)。里親登録者については表3に登録及び養育関連情報をまとめて提示した。3名共に専門里親であり、未委託のFさんは委託されている里親家族と同居しているため、全員豊富な養育経験を有する。

男女比は1:1、平均年齢は59.4歳であった。児童福祉施設で勤務した経験のある者は6名であり平均経験年数は17.1年であった。各自の多様で豊富な経験値が、事前に実施された2種類の調査結果に対する印象や所感、背景要因の推論、データの解釈に重要な役割を果たすことが予想されるため、所属を基に対象者を「施設職員(iグループ)」・「行政職員(iiグループ)」・「里親・里親支援(iiiグループ)」の大きく3つに分類し、複数のグループに所属する対象者はグループ範囲の重なる部分に位置づけた(図2)。また本稿ではインタビュー調査で得られた意見を分析ノートのヴァリエーション欄に提示したが、調査フィールドが愛知県であることを公表していることから、プライバシー保護のため、以下で分析ワークシートの例として提示する表4にはそれぞれの意見がどのグループに所属する対象者から得

られたものであるかを提示するのみに留めた。

2. 調査時期

2019年11月～2020年3月

表2 調査対象者プロフィールのまとめ

ID	グループ	性別・年齢	役職等	児童福祉施設経験等	経験有施設形態 [施設規模]	資格・免許
Aさん	i	男・65歳	児童養護施設 施設長	現職場35年目	大舎・小規模 [児童45名]	教員免許
Bさん		男・60歳	児童心理治療施設 施設長	児童養護施設30年間、 児童心理治療施設（現 職場）3年目	大舎・中舎・小舎 [児童35名]	教員免許
Cさん		男・69歳	児童養護施設 施設長	県職37年間（生活保護 等関係部署、一時保護 所立ち上げ、 児相や児童自立支援施設 の長等歴任）、定年 後、現職9年目	小舎ユニット制 [児童50名]	
Dさん		女・52歳	児童養護施設 里親支援 専門相談員	中高一貫学校教員7年 間、子ども園4年間、現 職場10年目	中舎 [児童60名]	保育士、 教員免許
Eさん	ii	男・68歳	児童相談所 支援コー ディネーター	県職36年間（児童自立 支援施設、児相、障害 児者施設、一時保護所 等）、定年後、6年 間 児童養護施設長を経 て、現職場1年目	大舎 [児童30名]	
Fさん		女・42歳	児童相談所 里親等相談 支援員	無し		保育士
Gさん	iii	女・70歳	専門里親 （自立援助ホームの立 ち上げ経験有）	無し 小学校教員歴有、56歳 で中途退職（教員経験 年数33年）		教員免許、 社会福祉士
Hさん		女・49歳	専門里親 （児童養護施設職員経 験有）	有。 児童養護施設に て9年半勤務後、退職	小舎 [児童55名]	児童指導員 （社会学）

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

表3 里親登録および養育関連情報のまとめ

ID	里親登録年	現在委託児童	実子	特別養子縁組	現在委託児童以外の里親養育経験
Fさん	2007年（12年目） 養育里親・専門里親	未委託	無し	無し	無し
Gさん	2011年（8年目） 養育里親・専門里親	4名（全男子）： 中3（2019年8月～）・高2（中3の8月～） ・高3（中3の8月～）・19歳（高1の4月～延長）	実子3名 （自立し別居）	無し	短期養育は無し。 1年以上養育は有。
Hさん	2004年（15年目） 養育里親・専門里親	3名（全男子）： 16歳（1歳～15年目）、13歳（0歳～13年目）、 3歳（1か月～3年目）	実子2名 （同居）	無し	短期養育、 1年以上養育共に有。

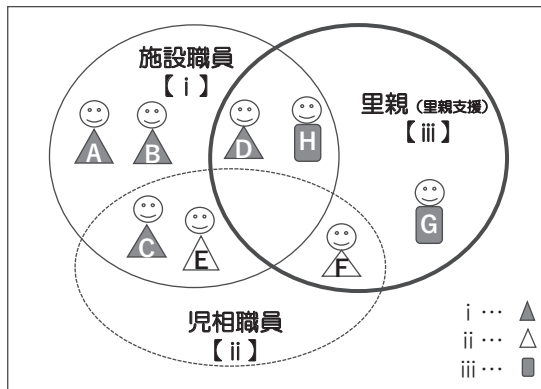


図1 役職や経験を基にした対象者のグループ編成とそれぞれの立ち位置

3. 調査の項目及びデータ収集法

インタビューの質問項目は、以下の6項目で構成し、半構造化面接法を採用した。

- (1) 基礎項目（調査時の年齢、性別、現場経験年数や経緯、資格、里親登録関連情報等）
- (2) アンケート調査対象時期（2012年4月～2017年3月の5年間）に15歳

以上で解除になった児童のケースについて

- (3) 「施設退所者調査」と「里親養育経験者調査」の結果の解釈について
- (4) 自立支援体制及び自立支援に関わる構造的問題について
- (5) 施設養護・里親養育の強みについて

聞き取った発言内容は、事前に許可を得てフィールドノートへ記録した。1回の面接は、一人あたり90分間程度で実施した。

4. 分析方法

インタビュー調査の記録は、木下（2003）の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）を用いて分析を試みた。M-GTAは社会的相互作用に関わる研究であることを基礎的要素とし、ヒューマンサービス領域であり、研究対象とする現象がプロセス的性格をもっている研究に適しているとされている（木下2007；89-90）。そこで、本研究が、ヒューマンサービス領域である社会的養護現場において、自立支援のプロセスとそこに関連する要素や課題を見出すことを目的とした研究であることから、M-GTAが分析方法として妥当であると判断し、採用した。

分析の手順は、木下（2003）が示す分析手続きを参考とした。具体的には、①分析テーマと分析焦点者を設定し、②分析ワークシート（例として表4参照）を作成しながら、概念を生成した。概念生成では、データの着目箇所をシートのヴァリエーション欄に記入していき、検討の結果、採用することにした解釈を定義欄に記入した。それ以外の解釈案で重要なものは理論的メモ欄に記入した。対極例が見つかった場合は、チェック作業と比較分析を行い、その結果を理論的メモ欄に記載した。その上で、定義を凝縮表現した言葉を概念欄に記入した⁵⁾。③理論的サンプリングと継続的比較分析を行う中で追加収集していった結果得られた8名分のデータを基に生成された概念と概念の関係を図にしながらか、比較や解釈の可能性を検討し、カテゴリーを生成した。④主要な概念やカテゴリーの関係を検討し、概念図を作成した。

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

⑤分析結果を示した結果図に沿って、生成した概念とカテゴリーを簡潔に文章化しストーリーラインとしてまとめた。

5. 倫理的配慮

本調査は特定非営利活動法人アスペ・エルデの会の倫理審査委員会へ事前に研究計画書を提出し、審査を受けた。データの管理と研究結果の学会等での公表については、施設名、児童名、回答者名等の匿名性を保証しプライバシー保護への十分な配慮のもとに行なう旨を対象者へ調査事前に確認し同意書を得た。

表4 分析ワークシートの例：“施設の15歳以上高齢児受入れ回避傾向”

概念名	c	施設の15歳以上児童受入れ回避傾向
定義		15歳以上、思春期は様々な問題が起きやすく、進路指導も入ってくることから対応難しい。さらに共に生活する他児童の権利擁護や集団のバランスを考慮し、施設はできるだけ受け入れを避けたいということ。
ヴァリエーション	・i-1	「15歳での入所は、施設はできれば避けたい。入れても上手くいかない。かきまぜられて(=かき乱された)退所になりがち。15歳で施設退所の子もいるが最近少なくなっている印象。家庭復帰した後、高校やめたり、行けられなかったり。」
	・i-2	「15歳以上で入所するケースは『非行でも受けるから』と、やってくれる里親さんも(=いる)。…小さい頃からの中学3年生が4名いると、バランスを考えて1学年3名とか、分校存続を考慮して。年齢的にバランスよく入所させるとか、施設内のタテ社会の(=バランス)。」
	・ii-1	「中学生、施設は受けてくれない。施設から嫌がられる。他施設からの措置変更、中3までの児童心理療施設Xから措置変更が一定数、高1。施設Xから高校1年で専門里親というcaseは結構ある。自立支援施設から里親への措置変更も少ないが一定数ある。施設からの措置変更は、進路があって、難しい。高校が決まった子も、その地域で養育となると、里親になる。」
	・ii-2	「思春期、問題起きてきて、年齢高くなると施設は避けたい。年長者は里親の力ある人に任せたい。専門里親まずイメージして。…施設側はとりたくない、高校生は難しい、交通費、学費。里親さんの善意の出費がある。15歳の中でも、中学3年だと、里親さんは進学前提で、学力によって通えない高校だとその近辺の里親さんからということで。…施設いっばいだから高齢児入れない。」
	・i-3	「うち(=施設)は、15歳でもオッケー。ただ、中3進路があるので、公立・高等専修学校だと進路保障できるかな?ということで見返りに返すことある。通信制は難しい、日中対応難しいから、職員配置できない。進路条件が狭まることもある。子どもの中で、年齢が高いと施設は嫌だ、スマホが持てないという声もある。」
	・ii-1	(=施設)は思春期からの(=措置)は、断る。
	理論的メモ	

※ ヴァリエーション欄に記載されているデータ内の()部分は、発言の前後の文脈から調査者が解釈し加筆したものである。

Ⅲ. 結果と考察

1. 概念とカテゴリーの説明

M-GTAを用いた分析の結果、3つの大カテゴリー、9個のカテゴリー、21個の概念が生成された（表5）。これらの関連を示した概念図にまとめた（図3）。以下、大カテゴリーは[]、カテゴリーは【 】、概念は《 》、定義は< >、ヴァリエーション欄に記載されたデータの着目箇所は「 」を用いて示す。

以下、大カテゴリーとカテゴリーを構成する概念について説明していく。

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

表5 大カテゴリー・カテゴリー・定義のまとめ

大カテゴリー	カテゴリー	概念名	定義	
自立支援に関わる 構造的課題	自立支援	1. 措置決定に影響を与える要素	a. 児童の里親委託傾向 b. 愛宕方式の推進 c. 施設から5歳以上児童受入を回帰傾向 d. 里親の増加分野 e. 性非行ケースの里親委託傾向 f. 専門性・多職種連携の施設設置 g. 家庭生活・親睦性の家庭養育	里親は里親が関わることが多いため、其の子の方が希望も多く受け入れられがちでありやすいこと。 愛宕里親は多くが特別養子縁組組した。施設養育のため里親の長期養育が少なかつた経験があるが、長期での里親委託任職に特別養子縁組した子どもは含まれず、本調査データとして現れないこと。 15歳以上、里親委託経験の有無が起すやぐ、連携相手に入ってくる子どもから交代し難いときにも発生する他の児童の里親継承や里親のバリエーションを考慮し、里親はできる限り受け入れを促したいこと。 努力のある専門里親(兼行里親含む)は思春期で難しい行動児、非行児、被虐待児が委託される。里親に専門性専門と高齢児専門といった特徴が分れることは少くないこと。 性非行ケースは、里親の受け入れに困難であることや里親が子どもを虐待し、児童虐待に巻きこまれることも多いこと。 施設の場のみ、身が元々養育士でチームワークがとと多様なニーズに対応できる専門性が求められること。 里親養育の強みは、自然な家庭生活、家族のモデルが分かること(うち)、深い関与的関わりができること。 施設不適応や非行問題での措置変更と、里内設置で対象と限中の非までの児童の虐待相談からの措置変更によって、思春期15歳以上の施設入所が一定数存在するが、措置が存続しにくいこと。 施設における性的虐待問題を含めた非行や不適応ケースの里親委託への措置変更がある一方、里親・ファミリーホームにおける不適応ケースの施設への措置変更があること。
		2. 歩みを歩かした多様なニーズへの支援	f. 個別の特性・希望への理解 g. 支援ノウハウの活用	知的能力水準から施設養育やファミリーホームの適応が難しい児童がある一方で、子ども側の思いや希望が存在する。 施設における支援者の支援技術は高く、例えば、自立支援(通所措置含む)、並発支援(並発児童措置含む)、並発と連携したファミリーホームのノウハウ等が現場に蓄積されていること。
		3. 思慮的な支え含むセーフティーネット	1. 連絡関係への経済的支援の態別 2. 施設養育と家庭養育間の措置変更	連絡関係に関する学費・補助等、少しづつ非親はななてきであるものも、未だ存在していること。私立高校、短大、大学の進学において、施設養育で進退する割合が少くないこと。 養育に資金がない、進学や本職の進路は、やはりセーフティネットが低下したり、非行問題を起こしついで高発中退しているケースの少なくないこと。
		4. 社会自らが要する能力の育成を促進する要素	1. 連絡関係への経済的支援の態別 2. 施設養育と家庭養育間の措置変更	アルス不の学習には、意思や体験等の個人的要素の他に、施設の方針、門限、立地条件といった環境的要因も影響していること。 閉じこもった時間の長さ、関係性の深さなどが多く、施設では複数の子どもも職員による情報網として形成され、インターネットが利用されていること。 若年、並発支援に伴って施設や学校の他、移動の必要がなくなるものも、閉じこもる児童と祖父母の連絡が頻りに広がっていること。今後は里親の活用も視野に入っていること。 施設養育で子どもが初めて学ぶまで出所からファミリーホームまでという流れで、施設養育と並発の自立支援やファミリーホームが共存すること。
		5. 社会自らが要する能力の育成を促進する要素	m. 不適合・不重要な進学分派の高度中退 n. キヤリア形成の機会と期待	養育に資金がない、進学や本職の進路は、やはりセーフティネットが低下したり、非行問題を起こしついで高発中退しているケースの少なくないこと。 アルス不の学習には、意思や体験等の個人的要素の他に、施設の方針、門限、立地条件といった環境的要因も影響していること。
		6. ファスターグが可能になる基盤構築	情報関係の形成、活用	閉じこもった時間の長さ、関係性の深さなどが多く、施設では複数の子どもも職員による情報網として形成され、インターネットが利用されていること。
		7. 自立支援関連進退し及び措置の不足	p. 外部組織への児童理解と連携促進	若年、並発支援に伴って施設や学校の他、移動の必要がなくなるものも、閉じこもる児童と祖父母の連絡が頻りに広がっていること。今後は里親の活用も視野に入っていること。 施設養育で子どもが初めて学ぶまで出所からファミリーホームまでという流れで、施設養育と並発の自立支援やファミリーホームが共存すること。
		8. 関係機関・関係者間の連絡体制の態別	r. 支援者間の連携不足	自立支援に関して、児童施設と並発者、養育者、若年者、さらに家族との連携は別と異なり、ほぼ施設・里親兼任の状況になっていること。
		9. 家庭養育のファミリーホーム問題	s. 里親、子どもも関与する体制の未整備 t. 児童相談所の限界	里親委託の年齢児と施設養育の年齢児との養育の仕方が大きく、中心に、中心に集まる。里親は児童相談所からの情報を速やかに取得する仕組み自体も構築中であること。 また、施設養育施設閉鎖後の措置はほぼ把握しておらず、施設閉鎖後、職員は多岐あり、余裕がないこと。
		自立支援に関わる 構造的課題	自立支援	18歳以上特別養育のファミリーホームに関する既設法は多く、里親は既設に原一子どもの情報を通知しない。18歳以上特別養育の能力を求めないこと。

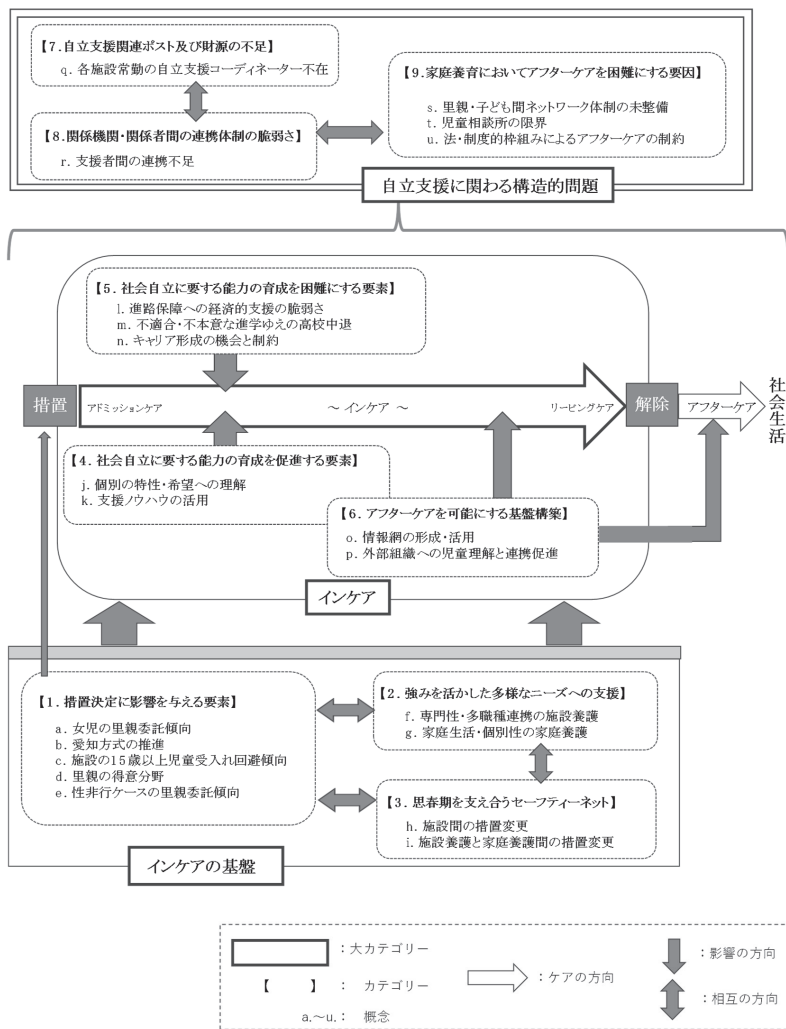


図2 措置から解除、解除後のプロセスにおいて見出された自立支援に関わる要素および課題についての概念図

1) 大カテゴリー 1 [インケアの基盤]

【1. 措置決定に影響を与える要素】

措置決定には児童相談所は受け入れ先の空き状況やマッチングや場所といった様々な事情や、子どもの意向等を確認し、現実的な措置先へ機会を逸することなく迅速に対応することが求められる。本調査フィールドには《b. 愛知方式の推進》が基盤として存在し、多くが特別養子縁組或いは施設養護のため、里親の長期養育が少ないという土壌が存在する。さらに里親家庭は里母が関わる人が多いことから現場支援者の共通認識として、《a. 女兒の里親委託傾向》が認められた一方で、例えば非行男児を希望して受け入れるといった《d. 里親の得意分野》の存在も示された。児童相談所はこうした里親の経験、意向、得意分野を把握しており、それらを考慮して委託先を選定している。こうした受入れ児童に対する希望等がある反面、受け入れを回避する傾向も把握された。《c. 施設の15歳以上児童受入れ回避傾向》である。表4に示した通り様々な事情が絡み合った結果として受入れを回避する傾向が高くなることや、特に性問題では施設養護が難しいことから《e. 性非行ケースの里親委託傾向》という概念が生成された。

【2. 強みを活かした多様なニーズへの支援】

近年、特別な配慮が必要な子ども達の保護が増加する中、＜施設の強みは、色々な支援者がいてチームワークによって多様なニーズに応えられる専門性の高さや柔軟さであり、メンタルヘルスも保ちやすいところ。＞とのことから《f. 専門性・多職種連携の施設養護》との概念が生成された。また里親からは「特定の人が出来る、繋がる。家庭の仕組み、家族の成り立ちが分かる。何か教えなくても普通の生活が学べる。『お父さんはお父さん寮に住んでる、お母さんはお母さん寮に住んでる』と言った子どもがいた。1つの家に父母、祖父母が住んでいるということが分からない。家庭生活はそういうものなんだということが分からない。」との語りも得られ、＜里親養育の強みは、自然に家庭生活、家族のモデルが分かるところであり、深く個別

的な関わりができること。>である《g. 家庭生活・個性の家庭養護》という概念が生成された。

【3. 思春期を支え合うセーフティーネット】

<施設不適應や非行問題等での措置変更と、県内設置で対象上限中学3年までの児童心理治療施設からの措置変更によって、思春期15歳からの施設入所が一定数存在するが、進路が絡み難いこと。>から《h. 施設間の措置変更》という概念が、また<施設における性的問題を含めた非行や不適應ケースの里親委託への措置変更がある一方で、里親・ファミリーホームにおける不調ケースの施設への措置変更があること。>から《i. 施設養護と家庭養護間の措置変更》という概念が生成された。

上記3カテゴリーは保護された後に展開されるインケアの在り方に大きな影響を与え、さらにインケアを支えていくことから、[インケアの基盤]という大カテゴリーとした。

2) 大カテゴリー2[インケア]

【4. 社会自立に要する能力の育成を促進する要素】

インケアにおいて<知的能力水準から高校進学やアルバイトの継続が難しい現実がある一方で、子ども側の想いや希望が存在する。>ことから、個別のニーズに応じて《j. 個別の特性・希望への理解》の概念が生成された。特に進路指導を含む自立支援、就労先開拓を含む就労支援、就労先と連携したアフターケアのノウハウ等が施設現場に蓄積されつつあることから《k. 支援ノウハウの活用》という概念が生成された。この2概念は共に子ども達が近い将来社会で自立した生活を送るために必要となると考えられる能力を高めると考えられることから1つのカテゴリーとしてまとめた。

【5. 社会自立に要する能力の育成を困難にする要素】

社会自立を促進する要素が認められた一方で、進路保障に関わる学費の問題は、奨学金・補助等、徐々に手厚くはなっているが未だ存在する

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

ことが把握され《l. 進路保障への経済的支援の脆弱さ》という概念が生成された。また能力に見合わない進学や本意な進学によるモチベーションの低下、非行問題による高校中退ケースが確認され《m. 不適合・本意な進学ゆえの高校中退》との概念が生成された。さらにアルバイトのしやすさには個人的要素のみならず施設の方針、門限、立地条件等の環境的要素も影響していることから《n. キャリア形成の機会と制約》との概念が生成された。これら3つの概念は子ども達が社会で自立した生活を送るために必要だと考えられる能力を高めていくための関わりや支援を困難にすると考えられることから1つのカテゴリーとしてまとめた。

【6. アフターケアを可能にする基盤構築】

施設では複数の子どもや職員による情報網が形成され、インケア～アフターケアで活用されることから《o. 情報網の形成・活用》という概念が、また近年「辞めるのが当たり前」というスタンスで子どもを積極的に受け入れる民間組織との連携が県内で広がっていることから《p. 外部組織への児童理解と連携促進》という概念が生成された。これ2つの概念は退所後の支援を円滑に進めるにあたり重要な要素であると認識されたことから1つのカテゴリーとしてまとめた。以上3つのカテゴリーは措置から解除までの期間に関連し展開されるため、[インケア]という大カテゴリーとした。

3) 大カテゴリー3 [自立支援に関わる構造的問題]

【7. 自立支援関連ポスト及び財源の不足】

求められる自立支援体制について、コーディネーター（自立支援専門相談員）を各施設に配置し、担当職員と共に自立支援を担うべきだとする趣旨の意見が多く得られた。現在、子どもに対して22歳まで出戻りケースも含めてフォーマルサービスとして対応できる経験豊富な常勤の自立支援コーディネーターが不在なことから《q. 各施設常勤の自立支援コーディネーター不在》との概念が生成され、1つのカテゴリーとしてまとめた。

【8. 関係機関・関係者間の連携体制の脆弱さ】

＜自立支援に関して、児相相談所と支援者・養育者、さらに実親との連携は殆ど無く、ほぼ施設・里親任せの状態になっていること。＞から《r. 支援者間の連携不足》との概念が生成され、1つのカテゴリーとしてまとめた。

【9. 家庭養育においてアフターケアを困難にする要因】

「施設、里親宅の子どもも含めてコーディネーターが必要。里親会も児童相談所と中高生セミナー等で大きい子（里子同士）を（繋ぎたいと思っているが、）繋げづらい。そのため里親側は小学生を繋げる意識を持って活動し始めている。」「奨学金の情報も各家庭に届ける仕組み作りが必要。毎年、意向確認を1度しているが郵送しかない。里親が集まれば情報を貰えるが、（里親サロン等に）来ないと情報網がそもそもない。連携できるように。」との語りも得られており＜里親家庭の高齢児は他の里親家庭の高齢児達との繋がりが生じにくく、サロン等に集まらない里親は児童相談所からの情報を速やかに取得する仕組み自体が脆弱であること。＞から《s. 里親・子ども間ネットワーク体制の未整備》との概念が生成された。また、そもそも児童相談所は解除後の情報をほぼ把握していないことから《t. 児童相談所の限界》という概念が、＜里親委託解除後のアフターケアに関する根拠法はなく、里親は親元に戻った子どもの情報を追えないし18歳以降は児童相談所への協力を求めにくいこと。＞から《u. 法・制度的枠組みによるアフターケアの制約》との概念が生成された。これら3つの概念は自立支援の展開を困難にすることから[自立支援に関わる構造的問題]という大カテゴリーとした。

2. ストーリーライン

M-GTAによる分析結果について、図3に示した概念図を基に作成したストーリーラインを示しながら説明していく。

保護措置が決定した子どもに対する[インケア]がどの形態の家庭代替型社会的養護において展開されるのかということは、そもそも自立支援の在り方

を考える際に重要且つ基盤的な要素となる。この[インケアの基盤]として、まず【1. 措置決定に影響を与える要素】が見いだされた。具体的には《a. 女兒の里親委託傾向》、《b. 愛知方式の推進》、《c. 施設の15歳以上児童受入れ回避傾向》、《d. 里親の得意分野》、《e. 性非行ケースの里親委託傾向》といった受け入れ側の得意不得意・希望・事情や、愛知県独特な子ども家庭福祉領域の支援とソーシャルワーク等である。こうした諸要素に影響を受ける形で措置決定がなされ、選択された形態において[インケア]が開始されると《f. 専門性・多職種連携の施設養護》、或いは《g. 家庭生活・個性の家庭養護》といった【2. 強みを活かした多様なニーズへの支援】が展開されていく。[インケア]の途中で不調や問題が生じることも実際に少なくなく、《h. 施設間の措置変更》や《i. 施設養護と家庭養護間の措置変更》によって特に問題の生じやすい【3. 思春期を支え合うセーフティーネット】として機能している現状が示唆された。また、[インケア]において【4. 社会自立に要する能力の育成を促進する要素】となる《j. 個別の特性・希望への理解》や主に施設養護における《k. 支援ノウハウの活用》によって自立支援を展開していく。その一方で《l. 進路保障への経済的支援の脆弱さ》、《m. 不適合・本意な進学ゆえの高校中退》、《n. キャリア形成の機会と制約》といった【5. 社会自立に要する能力の育成を困難にする要素】も把握された。これらによって措置変更や措置解除となるケースもあるため、可能な限り【3. 思春期を支え合うセーフティーネット】をもって、子どもの最善の利益を保証するための継続支援が可能となるよう検討が行われることとなる。

さらに措置解除後の社会生活中で様々な困難に遭遇することが予想されるためアフターケアを見据えた支援が施設養護においては[インケア]の中で展開されていた。具体的には《o. 情報網の形成・活用》、《p. 外部組織への児童理解と連携促進》であり、こうした【6. アフターケアを可能にする基盤構築】が日常生活の中で徐々に進み、解除後の支援に影響することが示唆

された。しかし、措置、[インケア]、解除、[アフターケア]という一連のプロセスには、[自立支援に関わる構造的課題]が存在しており、《q. 各施設常勤の自立支援コーディネーター不在》といった【7. 自立支援関連ポスト及び財源の不足】や、【8. 関係機関・関係者間の連携体制の脆弱さ】ゆえに《r. 支援者間の連携不足》な状況となっている。特に里親が解除後に支援を試みる際には《s. 里親・子ども間ネットワーク体制の未整備》、《t. 児童相談所の限界》、《u. 法・制度的枠組みによるアフターケアの制約》といった【9. 家庭養護のアフターケア困難要因】が改善すべき課題として浮き彫りになった。

V. 総合考察

本研究は、家庭代替型社会的養護現場において、子どもが措置されてからインケアの段階、さらに解除後に支援を受けながら社会生活を始めていくアフターケアの初期段階という一連のプロセスにおいて、いかに子どもに対する自立支援が展開されているのかを明らかにすることを目的としてきた。さらに分析を通して、自立支援に関わる課題の整理も行ってきた。以下、それぞれについて考察を行う。

1. 家庭代替型社会的養護における自立支援体制

先行研究を概観すると、施設養護と家庭養護それぞれの形態別にどのような自立支援、養育が展開されているのかという視点で実態把握が進められている傾向にあると言える。そんな中、本研究では施設養護と家庭養護を含めた家庭代替型社会的養護という総合的な視点で自立支援の現状を明らかにすることを試みた。

その結果、措置決定に影響を与える要素や個別のニーズに応じて家庭代替型社会的養護の形態をいかに選択し、措置決定後の自立支援においてそれぞれの形態で実際に生じる不調や不適応といった事態にいかに措置変更を実行

しつつ支え合い、インケアからアフターケアへ繋げているのかが示唆された。

ただ、「里親側は『施設で不適応の子が来る』、施設側は『里親・ファミリーホームで不調の子が来る』と言う。不適応・不調になった子を受け合っているのです、その要因を相手に（してしまう）、お互いに。」といった意見も聞かれた。類似の趣旨の発言は複数得られたこともあり、極端な表現をすれば「だから施設養護はダメだ」、「里親には専門性がないから無理だ」といった感情論も少なからず現場には存在することが推察された。《f. 専門性・多職種連携の施設養護》と《g. 家庭生活・個別性の家庭養護》が本調査より見いだされた通り、支援者・養育者自身の強みに対する認識がそもそも異なっている。もちろん施設養護と家庭養護の強みを両方バランスよく兼ね備えた家庭代替型社会的養護を目指すことが求められるが、容易なことではなく実現するには時間を要するだろう。現実的には、ケースに照らして、より適切だと判断された形態の選択が児童相談所によってなされている。その中で、体質・特性も千差万別な子ども達と、施設の方針・環境・職員集団や里親・ファミリーホームといった家庭の文化・常識・価値観などが多様で異なる支援者・養育者との相性が全てのケースで完全に良好であることは、非常に難しい。だからこそ措置後に不調・不適応が生じてしまった際には、迅速な措置変更等によって子どもの最善の利益を保障できる仕組みを整備することが重要である。そのためには、施設養護、家庭養護がもっとそれぞれの支援の在り方を知り合い、強みを理解し共有できる機会が必要である。家庭代替型社会的養護においては、子ども達の多様性に応じられるよう多様な形態や環境を整備しつつ、支援・養育の質は一定程度保持し、尚且つ常に向上していけるような研修体制整備も進めていかなければならない。

2. 自立支援における課題

戸田（1998）の報告では、東京都において養育家庭から18歳で高校卒

による解除と18歳未満で就職による解除となった者の委託年齢をみると、45%が幼児から小学校低学年時期、41%が中高生時期に委託されている。一方、本研究では15歳以上で退所したケースに限定されているが、前者は7%に満たず、後者は約85%であるがゆえに委託年数が6割弱で3年未満となっている。戸田（1998）の報告との相違は時間的経過による社会情勢の変化等の影響を考慮したとしても、愛知方式⁶⁾により長期養育を積極的に進めてこなかった県内の動向は、東京都とは明らかに異なると言えるだろう。ただし、最近は愛知県内でも長期養育の里親委託が増えてきている。地域格差が認識されている里親委託率のみならず、国内の社会的養護の現況も、自治体の方針や地域性等によって様々であることが想定される。

「新しい社会的養育ビジョン」の骨格を踏まえ、今後は幼少期からの特別養子縁組による永続的解決を目指しつつ、養育里親家庭やファミリーホームへの委託を原則として進め、なお且つ、出来るだけ短期で家庭に返していくことが目指される。しかし、【9. 家庭養護のアフターケア困難要因】として見出されたような児相や法・制度的な限界があり、里親委託を解除された子ども達のアフターケアは脆弱な状況にある。戸田（1998：24）の報告では、「養育家庭が児童の自立を意識し、解除後にも精神的な後ろ盾としての存在となっていた。さらに経済的な援助や生活場所の提供等を行っている場合もあった。」としているが、本調査において里親へのインタビューの中で「0歳や幼児から居る子は『解除になっても居ていいよ』…でも、高齢児（時期）から来る子はそうはならないかも。」という語りも記録されている。関係性の深さ等がそれぞれ異なる多くのケースの中で、こうした心理が働く場合も当然あり得ることである。また解除後の支援の在り方は家族として生活を共にした年月の長さも影響するのではないかと推察され、不安定であると言える。

求められる自立支援体制に関して「自立支援コーディネーター」を求める声が非常に多かったことから、インフォーマルな支援に依存するのではな

15歳以上で家庭代替型社会的養護を措置解除となった児童に対する自立支援のプロセスと課題

く、フォーマルな自立支援をコーディネートする存在の配置は急務である。各施設常勤配置の自立支援専門相談員や家庭養護を担当する自立支援コーディネーターが連携し合い、まずは自治体レベルで家庭代替型社会的養護全体の動きを把握し共有していく必要がある。その上で、措置期間中から子どもと支援者・養育者が繋がり合える機会を意図的に設定しながら、措置解除後、子どもが困った際に頼れるセーフティーネットの構築が望まれる。

3. 本研究の限界と今後の課題

本研究は愛知県内で社会的養護を担う支援者・養育者8名に対するインタビュー調査を基に生成されたものであり、地域が限定されている。さらにインタビュー調査の中で活用された2種類のアンケート調査で対象となっているのは、過去5年間に15歳以上で退所した者となっている。

また、愛知方式により特別養子縁組を経て家族となった子ども達の自立後についての実態把握も課題として認識している。

これらより本研究で明らかになった結果の一般化には限界があり、今後より広範囲におけるデータ収集とそれらを基にした量的研究及び質的研究が必要である。

謝辞

本調査にご理解とご協力を頂きました支援者・養育者の皆様に深謝いたします。

文献

神奈川県児童福祉施設職員研究会（神児研）調査研究委員会（2013）「神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査 神児研研修報告」
木下康仁（2003）『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 質的研究への

誘い』弘文堂

宮地菜穂子（2018a）「児童養護施設等における自立支援に関する一考察—施設退所者実態調査結果より措置解除年齢18歳前後の2群別諸属性の比較検討を通して—」

『中京大学現代社会学部紀要』11（2）, 315 - 336.

宮地菜穂子（2018b）「児童養護施設における自立支援のための施設退所者実態調査結果のご報告（その1）」『朋』9, 138-142. 愛知県児童福祉施設長会

宮地菜穂子（2018c）「児童養護施設等退所児童の社会自立に関連する要因—児童養護施設等における自立支援のための施設退所者実態調査結果より—」『子ども家庭福祉学』18, 54 - 67.

宮地菜穂子（2019）「児童養護施設における自立支援のための施設退所者実態調査結果のご報告（その2）」『朋』10, 148-152. 愛知県児童福祉施設長会

永野 咲・有村 大士（2014）「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション：二次分析による仮説生成と一次データからの示唆」『社会福祉学』54（4）, 28-40.

大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課（2012）「施設退所児童支援のための実態調査 報告書」

埼玉県福祉部子ども安全課（2013）「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」

静岡県児童養護施設協議会（2012）「静岡県における児童養護施設退所者への実態調査報告書」

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国退所児童等支援事業連絡会（2017）「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書」

戸田 朱美（1998）「里親養護における自立の問題--養育家庭委託児童のアフターケア実態調査から（特集 青少年の自立支援）--（自立支援の諸相と課題）」『世界の児童と母性』（45）, 22-25.

特定非営利活動法人杜の家（2014）「平成25年度岡山市市民協働推進モデル事業 施設児童退所支援のための実態調査 調査報告書」

東京都福祉保健局（2011）「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」

東京都福祉保健局（2017）「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」

注

- 1) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会（2017）「新しい社会的養育ビジョン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>（参照2020年8月30日）
- 2) 全国里親委託等推進委員会「里親家庭の全国実態調査報告（2016）」や平成29年度厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」課題番号 14「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」（代表：伊藤嘉余子）等がある。
- 3) 厚生労働省が示す『「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について[資料3-1]』に基づき、本稿における“家庭養護”とは里親・ファミリーホームを指す。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r985200000202zj.pdf>（参照2020年10月6日）
- 4) NPO法人アスペ・エルデの会（理事長：辻井正次）が2018年度に公益財団法人俱進会より助成を受けて実施された調査である。『助成事業報告会要旨集（2018年度）』7-10.にて報告されている。
- 5) 木下（2003：190）は「このワークシートの完成が概念の完成を意味し、それはその概念に関して理論的飽和化に達したと判断できるということである。」と述べている。
- 6) 愛知県の元児童相談所職員で社会福祉士の矢満田篤二氏が同県内児童相談所で始め30年来継続されてきた「赤ちゃん縁組」で「愛知方式」と呼ばれている。矢満田氏の著書『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす 愛知方式が見つけない命』（2015：43）では、「産まれてすぐの赤ちゃんを、特別養子縁組を前提とした里親委託によって、一人でも多くの家庭の中で育てようとする取り組み」として紹介されている。

※ 「『同朋福祉』に関する内規」により「研究論文」として査読済み

（本学専任講師：児童・家庭福祉総論）